

岸和田市都市景観条例改正（素案）

岸和田市

岸和田市景観条例 (案)

岸和田市都市景観条例（平成6年条例第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 良好な景観形成

第1節 景観形成基本方針（第8条）

第2節 景観計画（第9条—第11条）

第3節 行為の届出（第11条—第24条）

第4節 景観重要建造物（第25条—第27条）

第5節 景観重要樹木（第28条—第30条）

第3章 まちなみの保全

第1節 歴史的まちなみの保全（第31・第32条）

第2節 景観阻害物件等（第33条・第34条）

第4章 組織及び事業

第1節 附属機関（第35条—第37条）

第2節 景観アドバイザー（第38条）

第3節 景観市民団体（第39条・第40条）

第4節 事業（第41条・第42条）

第5章 雑則（第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項その他岸和田市における良好な景観形成に関する基本的な事項を定め、もって岸和田らしい景観を保全し、創生し、未来へ継承することのできる快適な環境と住みよい文化的で潤いのある美しいまちの実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、用語の意義は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げるものについて、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観形成 地域性、歴史性、風土性、文化性等を活かした岸和田らしい景観を保全し、育成し、又は創生することをいう。
- (2) 建築物等 建築物、建築物以外の工作物で規則で定めるもの並びに屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。
- (3) 大規模建築物等 景観に大きな影響を及ぼす建築物等で第13条の表に掲げる対象物の規模と同等の規模のものをいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 歴史的まちなみ 建築物等が連たんして歴史的に豊かな特色を持つことにより、市民に親しまれ、愛着を持たれるような景観を形成しているまちなみをいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、良好な景観形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見、要望等が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市長は、道路、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観形成に先導的役割を果たさなければならない。

4 市長は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）が良好な景観形成に寄与することができるよう、景観に関する知識の普及を図る等必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、その個性と創意を発揮するとともに、良好な景観形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、自らも景観形成の主体であることを認識し、専門的知識を活用し、良好な景観形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

（国等に対する要請）

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、国、大阪府等関係団体又はその機関に対して、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第7条 この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 良好な景観形成

第1節 景観形成基本方針

（景観形成基本方針の策定）

第8条 市長は、良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めるための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観形成の基本的な考え方
- (2) 岸和田市の景観特性
- (3) 景観形成の基本目標と基本指針
- (4) 景観形成施策の推進に関する事項

3 市長は、基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民等及び第35条の岸和田市景観審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

第2節 景観計画

（景観計画）

第9条 法第8条第1項の景観計画は、市長が定めるものとする。

2 景観計画は、基本方針に適合するものでなければならない。

3 市長は、景観計画において、特に重点的に景観形成を図るべき地区（以下「重点地区」という。）を定めることができる。

4 法第8条第2項第3号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、景観計画区域について定めるほか、重点地区ごとについても定めるものとする。

5 市長は、景観計画において、法第8条第2項各号に規定するもののほか、良好な景観形成のための行為に係る誘導基準を定めるものとする。

（策定の手続）

第10条 景観計画を定めようとする場合において、法第9条第1項の規定により講ずる必要な措置は、岸和田市意見聴取の手続に関する条例（平成17年条例23号）の規定に基づく意見聴取手続の実施とする。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。ただし、景観計画の変更の内容が重点地

区に係るもののみである場合には、前項第1号に規定する措置に代えて、当該重点地区の市民等の意見を聴取するものとする。

- 3 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ岸和田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3節 行為の届出

(重点地区の行為の届出除外)

第11条 重点地区における法第16条第1項及び第2項の規定による届出を要しない行為として、同条第7項第11号の規定により条例で定める行為は、国の機関又は地方公共団体の行う行為以外の行為であって、次の各号に定める行為とする。

(1) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって、変更部分の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）が10㎡未満のもの

(2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって、変更部分の見付面積が10㎡未満のもの

(大規模建築物等の行為の届出除外)

第12条 重点地区以外の景観計画区域における法第16条第1項及び第2項の規定による届出を要しない行為として、同条第7項第11号の規定により定める行為は、次の表に定める行為以外の行為とする。

行為の種類	行為を行う対象物の規模	
(1) 建築物の新築、増築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって見付面積の過半の面積を変更することとなるもの	次のいずれかに該当する建築物	
	ア 地盤面からの高さ(建築物及びこれに附属して設置される工作物又は広告物(アンテナ施設を除く。)を含む高さをいう。)	が20m以上のもの
	イ 敷地面積が、	5,000㎡以上のもの
(2) 工作物の新設、増設(アンテナ施設の増設を除く。)若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって見付面積の過半の面積を変更することとなるもの	ウ 延べ面積が	5,000㎡以上のもの
	ア 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、その他これらに類する工作物	地上からの高さが5m以上のもの
	イ 橋りょう、跨線橋、その他これらに類する工作物	幅員が12m以上のもの又は延長が30m以上のもの
(3) 開発行為	ウ その他の工作物	高さが20m以上のもの
	開発区域面積が5,000㎡以上のもの	

(公共建築物)

第13条 前条の規定にかかわらず、公共の用に供する建築物の新築、増築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行わなければならない。

(国等に対する協議の要請)

第14条 市長は、良好な景観形成に果たす公共建築物等の役割にかんがみ、法第16条第5項の規定による通知があったときは、当該通知を行った国の機関又は地方公共団体に対し同条第6項に基づき協議を求めるものとする。

(届出及び通知)

第15条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知は、規則で定める図書等により行うものとする。

2 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の規定により条例で定める図書は、届出を要する行為の種類に応じて規則で定める図書とする。

（事前協議）

第16条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知を行おうとする者は、あらかじめ当該届出又は通知の内容について、規則で定めるところにより市長に協議を求めることができる。

（届出等に係る行為に対する指導）

第17条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出若しくは同条第5項の規定による通知又は前条の規定による事前協議の求めがあった場合において、その対象となる行為が、景観計画に定められた当該行為の制限に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、届出若しくは通知又は事前協議を求めた者に対し、設計の変更その他必要な措置をとるよう指導するものとする。

（勧告及び命令）

第18条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令を行おうとするときは、あらかじめ岸和田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（公表）

第19条 市長は、法第16条第3項の規定により行った勧告に正当な理由なく従わず、かつ、当該勧告の原因となった行為が周辺の景観形成に著しい支障を及ぼすものであると認めるときは、当該勧告に従わない者の住所、氏名及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ岸和田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表を行おうとするときは、公表により氏名を公表されることとなる者又はその代理人に弁明の機会を付与しなければならない。

（特定届出対象行為）

第20条 法第17条第1項の特定届出対象行為は、重点地区における建築物の新築、増築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって変更に係る部分の見付面積が10㎡以上である行為とする。

（適合通知書の発行）

第21条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が景観計画に適合すると認めたときは、規則で定めるところにより書面により通知するものとする。

（行為の着手制限の短縮）

第22条 市長は、前条の通知を行う場合において、当該通知を行う日において法第18条第1項本文による期間が経過していないときは、当該通知を行う日を当該期間の末日として、法第18条第2項の規定により当該通知に係る法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為の着手制限の期間を短縮するものとする。

（完了等の届出等）

第23条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、その旨を市長に届出又は通知しなければならない。

（届出を要しない行為についての努力義務）

第24条 法第16条第1項各号に掲げる行為であって、第12条の規定により届出を要しないこととさ

れている行為を行おうとする者は、基本方針、法第8条第2項第3号の規定により定める良好な景観形成のための行為の制限に関する事項及び景観計画において定める誘導基準の内容を尊重し、当該行為を行うよう努めなければならない。

第4節 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定)

第25条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をし、又は法第27条第2項の規定による指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、岸和田市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定又は指定の解除をしたときは、規則に定めるところにより告示するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第26条 法第25条第2項の管理の方法の基準とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則としてその外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物が滅失することを防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検し、良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める事項

(勧告及び命令)

第27条 市長は、法第23条第1項の規定による原状回復若しくはこれに代わるべき措置の命令又は法第26条の規定による必要な措置の命令若しくは勧告を行おうとするときは、あらかじめ岸和田市景観審議会の意見を聴かななければならない。

第5節 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定)

第28条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をし、又は法第35条第2項の規定による指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、岸和田市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定又は指定の解除をしたときは、規則に定めるところにより告示するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第29条 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観が損なわれないよう適切にせん定その他の管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死することを防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める事項

(勧告及び命令)

第30条 市長は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による原状回復若しくはこれに代わるべき措置の命令又は法第34条の規定による必要な措置の命令若しくは勧告を行おうとするときは、あらかじめ岸和田市景観審議会の意見を聴かななければならない。

第3章 まちなみの保全

第1節 歴史的まちなみの保全

(歴史的まちなみの保全)

第31条 市長は、景観計画において定めた重点地区のうち、歴史的まちなみ若しくは文化的景観を

保全し、若しくは形成している地域又は保全し、若しくは形成する必要があると認める地域について歴史的まちなみの保全に関する計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画に基づき、歴史的まちなみの保全に関する必要な施策を実施するものとする。

（景観重要建造物、景観重要樹木の保全）

第32条 市長は、景観重要建造物のうち歴史的、文化的、または建築的な価値が高い建造物として認めるもの、及び景観重要樹木のうち歴史的、文化的な価値が高い樹木として認めるものの保全に関して必要な施策を実施するものとする。

第2節 景観阻害物件等

（景観阻害物件等に対する要請）

第33条 市長は、良好な景観形成を阻害するものであると認められる建築物等その他の物件があるときは、その所有者等に対し、良好な景観形成に関し必要な措置を講じるよう要請することができる。

（空地の利用等に関する要請）

第34条 市長は、良好な景観形成を阻害していると認められる空地があるときは、当該空地の所有者に対し、良好な景観形成に配慮した利用又は管理の措置を講ずるよう要請することができる。

第4章 組織及び事業

第1節 附属機関

（岸和田市景観審議会）

第35条 良好な景観形成に関する重要事項について調査審議するため、岸和田市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（景観審査小委員会）

第36条 良好な景観形成に関する重要事項のうち、法に基づく勧告、命令及び公表の措置の適否について審査するため、審議会に景観審査小委員会を設置する。

2 第18条、第19条第2項、第27条又は第30条に規定する審議会の意見は、景観審査小委員会の決定した内容をもって、審議会の意見とする。

（環境デザイン委員会）

第37条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知の対象となる行為又は第16条の規定による事前協議を求める対象となる行為の適否及び第41条の規定により実施すべき事業に関して調査検討するため、環境デザイン委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

第2節 景観アドバイザー

（景観アドバイザー）

第38条 市長は、規則で定めるところにより、市民等に対して良好な景観形成に関し必要な情報を提供するとともに、相談に応じるために景観アドバイザーを派遣することができる。

第3節 景観市民団体

（景観市民団体の認定）

第39条 市長は、良好な景観形成に寄与することを目的とする市民の団体又はその団体を支援しようとするNPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。）を景観形成市民団体（以下「景観市民団体」という。）として認定することができる。

2 前項に規定する景観市民団体の要件、認定の方法その他必要な事項は、規則で定める。

（活動の支援）

第40条 市長は、景観市民団体に対して、その主体性を尊重し、積極的な活動が行われるよう、

必要な支援を行うものとする。

第4節 事業

(事業)

第41条 市長は、良好な景観形成に係る調査、啓発活動、表彰その他必要な事業を実施するものとする。

(助成等)

第42条 市長は、良好な景観形成のために必要な行為をする者に対し、技術的援助をし、又はその行為に係る経費の一部を助成することができる。

第4章 雑則

(その他)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章第3節、第4節及び第5節並びに第3章第1節並びに附則第4条、第5条及び第6条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の岸和田市景観条例の規定に基づく届出又は通知は、平成22年4月1日以後に届出又は通知がなされるべき行為について適用し、同日前の行為については、なお従前の例による。

第3条 この条例による改正前の岸和田市都市景観条例（平成6年条例第2号。以下「旧条例」という。）の規定により策定された景観形成基本計画は、この条例の規定による景観形成基本方針とみなす。

2 この条例の施行の際現に旧条例の規定による岸和田市都市景観審議会の委員である者はこの条例の規定による岸和田市景観審議会委員と、旧条例の規定による岸和田市環境デザイン委員会の委員である者はこの条例の規定による岸和田市環境デザイン委員会の委員とみなす。この場合において、これらの委員の任期は、それぞれ旧条例の規定によって委嘱した任期の残任期間とする。

3 旧条例の規定により認定を受けた市民団体は、この条例の規定による景観市民団体とみなす。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例12号)の一部を次のように改正する。

別表都市景観審議会の項中「都市景観審議会委員」を「景観審議会委員」に改める。

(岸和田市歴史的町並み保全基金条例の一部改正)

第5条 岸和田市歴史的町並み保全基金条例（平成元年条例30号）の一部を次のように改正する。

題名中「町並み」を「まちなみ」に改める。

第1条中「町並み」を「まちなみ」に改める。

(岸和田市ふるさと寄附条例の一部改正)

第6条 岸和田市ふるさと寄附条例（平成20年条例20号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号及び第3条第1項第6号中「町並み」を「まちなみ」に改める。